



目次	ページ
規 則	
◎高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則	1
◎高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県鳥獣保護及び狩猟規則の一部を改正する規則	2
◎高知県立農業高等学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	8
公 告	
○高知県土地利用基本計画の変更 (用地対策課)	9
高知県公営企業局告示	
◎告示 (病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額)の一部改正	9
その他	
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理の代行 (住 宅 課)	10
○公営住宅法に基づく村営住宅等の管理の代行 (")	11

規 則

高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。
平成26年3月31日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第32号
高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例（平成26年高知県条例第4号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立農業担い手育成センター（以下「センター」という。）の管理その他必要な事項を

定めるものとする。
(研修部門の定員)

第2条 研修部門の定員は、20人とする。
(研修内容等)

第3条 研修部門の研修内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 野菜栽培の基礎に関すること。
- (2) 先進技術に関すること。
- (3) 病害虫防除に関すること。
- (4) 土壌肥料に関すること。
- (5) 農業経営及びマーケティングに関すること。
- (6) 就農に当たって必要となる技術を習得するための実習に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、新規就農に必要があると知事が認めるもの

2 研修部門の科目、時間数等については、センターの所長（次条において「センター所長」という。）が知事の承認を得て定める。
(受講手続)

第4条 センターの研修部門で研修を受けようとする者は、知事の承認を得てセンター所長が定める研修申込書をセンター所長に提出しなければならない。

2 センター所長は、前項の規定により研修申込書を提出した者について面談等を行い、センターの研修部門での研修の受講を許可するものとする。
(研修料の額等)

第5条 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例第4条の規則で定める額は、480円とする。

2 研修料の納付に関し必要な事項は、知事が別に定める。
(研修料の減免)

第6条 条例第5条の規定に基づき研修料の全部又は一部を免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) センターの研修部門で研修を受ける者（以下「研修生」という。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条の規定による生活扶助を受けている世帯に属するとき。
- (2) 研修生及び研修生と生計を一にする者の全てが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により当該年度に納付すべき県民税及び市町村民税の所得割額の納付を要しないとき。
- (3) 研修生及び研修生と生計を一にする者が、天災その他特別の事由により、生活に困窮を来し、研修料の納付が困難になったとき。

(4) 研修生が、県と姉妹提携先の外国の地域からの留学生であるとき。

2 条例第5条の規定に基づく研修料の減免の申請その他の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。
(遵守事項)

第7条 研修生及びセンターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (3) 許可を受けないで宣伝し、又は勧誘しないこと。
- (4) 許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (5) 許可を受けないでセンターの備品等をセンターの外に持ち出さないこと。
- (6) センターの施設、設備、備品等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。
- (7) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(委任)
第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則
この規則は、平成26年4月1日から施行する。



高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月31日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第33号
高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「規定による」を削り、同条第3項中「行わなければ」「これをしなければ」に改め、同項ただし書中「第4条」を「第4条第1項及び第2項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第4条第2項中「規定による」を削る。

第6条第1項中「受ける際に」を「受ける際にこれを」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税

の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例第7条第1項第1号の規則で定める額は、次に掲げるとおりとする。ただし、使用料の計算の対象となる利用時間には、専ら利用の許可又は利用の変更の許可を受けた者の本来の利用目的にホールを利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

- (1) 午前9時から正午までの間の利用にあっては、7,870円
- (2) 午後1時から午後5時までの間の利用にあっては、10,520円
- (3) 午前9時から午後5時までの間の利用にあっては、16,560円

3 消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例第7条第2項の規則で定める額は、冷暖房設備の使用時間1時間につき570円とする。

第6条に次の2項を加える。

4 条例第7条第1項第2号の規定による同項第1号に掲げる時間以外の時間のホールの利用及び条例第3条に規定する休館日のホールの利用（以下この項において「時間外の利用」という。）に係る使用料の計算において、時間外の利用の時間が1時間未満であるとき又は時間外の利用の時間に1時間未満の端数があるときは、当該時間外の利用の時間又は当該端数を1時間として計算するものとする。

5 条例第7条第2項の規定による冷暖房設備を使用するときの加算額の計算において、冷暖房設備の使用時間が1時間未満であるとき又は冷暖房設備の使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該使用時間又は当該端数を1時間として計算するものとする。

第8条第1項中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改める。

第11条第1項第2号中「、又は」を「、損壊し、又は汚損し、若しくは」に改める。

第13条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

別表を削る。

別記第9号様式中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県鳥獣保護及び狩猟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第34号

高知県鳥獣保護及び狩猟規則の一部を改正する規則

高知県鳥獣保護及び狩猟規則（平成15年高知県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「申請」を「申請書」に改め、同条中「従事者証」を「従事者証の再交付」に、「狩猟免許状」を「狩猟免許状の再交付」に改める。

第11条の見出しを「（住所の変更等の届出書等）」に改める。

第14条の見出しを「（狩猟免許状等の亡失の届出書）」に改める。

第15条第1号中「、ハンピロガモ及びウズラ」を「及びハンピロガモ」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第35号

高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和58年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「養成部門」を「学科、研修教育の内容等及び入校資格等」に、

「第3章 研修部門（第18条―第20条）」

第4章 入校手数料、入校料、授業料、受講料及び研修料（第21条―第28条）」

第5章 雑則（第29条）」

を「第3章 入校手数料、入校料、授業料及び受講料（第18条―第24条）」

第4章 雑則（第25条）」に改める。

第1条中「管理その他」を「管理に関し」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 学科、研修教育の内容等及び入校資格等

第2条の見出し中「内容等」を「内容」に改め、同条中「養成する養成部門」を「養成するため、大学校」に、「同表の当該右欄」を「それぞれ同表の右欄」に改める。

第3条中「養成部門における」を「大学校の」に改める。

第4条中「定員は、」を「定員は、それぞれ」に改める。

第5条中「養成部門」を「大学校」に、「翌年3月31日」を「翌年の3月31日」に改める。

第6条ただし書中「必要を」を「必要があると」に改め、同条第1号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に改め、同条第4号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第7条中「養成部門に入校する」を「大学校に入校する」に改め、「養成部門に係る」を削り、同条第3号中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第8条中「の入校願書」を「による入校願書（第18条において「入校願書」という。）」に改め、同条第2号中「の作成したもの」を「が作成したものに限る。」に改め、同条第3号中「名刺型のもの」を「名刺型のものとする。」に改める。

第10条中「養成部門」を「大学校」に改める。

第11条第1項中「養成部門」を「大学校」に、「誓約書」を「誓約書（第19条において「誓約書という。）」に改める。

第13条中「休校又は退校する」を「休校又は退校をする」に改める。

第17条第1項中「の聴講申請書」を「による聴講申請書（以下「聴講申請書」という。）」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定により」に改める。

第3章を削る。

第21条の見出し中「納付」を「納付手続」に改め、同条中「第5条」を「第3条」に改め、「第8条の」を削り、「高知県収入証紙により」を「高知県収入証紙によりこれを」に改め、第4章中同条を第18条とする。

第22条の見出し中「納付」を「納付手続」に改め、同条中「第6条」を「第4条」に改め、「第11条第1項の」を削り、「高知県収入証紙により」を「高知県収入証紙によりこれを」に改め、同条を第19条とする。

第23条の前の見出し中「納付」を「納付手続等」に改め、同条中「第7条」を「第5条」に、「区分して」を「区分してこれを」に改め、同条を第20条とする。

第24条を第21条とする。

第25条の見出し中「納付」を「納付手続」に改め、同条中「第8条」を「第6条」に改め、「第17条の」を削り、「受講時間につき」を「受講時間につきそれぞれ」に改め、同条を第22条とする。

第26条を削る。

第27条の見出し中「、受講料及び研修料」を「及び受講料」に改め、同条第1項中「第10条」を「第7条」に、「、受講料又は研修料」を「又は受講料」に、「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第1号中「、聴講生又は研修

生」を「又は聴講生」に改め、同項第2号中「すべてが」を「全てが」に改め、同項第3号中「、受講料及び研修料」を「又は受講料」に改め、同条第2項中「第10条」を「第7条」に、「、受講料及び研修料」を「及び受講料」に改め、同条を第23条とする。

第28条中「第11条ただし書」を「第8条ただし書」に、「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に、「当該選付する額は」を「当該選付する額はそれぞれ」に改め、同条を第24条とする。

第4章の章名中「、受講料及び研修料」を「及び受講料」に改め、同章を第3章とする。

第5章中第29条を第25条とし、同章を第4章とする。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第8条関係）

※ 受 付 年 月 日		※ 受 付 番 号		※ 受 験 番 号	園芸 畜産	
----------------------------	--	-----------------------	--	-----------------------	----------	--

年 月 日

高知県立農業大学校長 様

郵便番号

住所

氏名

Ⓜ

年 月 日生

電話番号

入校願書（ 推薦 ・ 一般 ）

私は、高知県立農業大学校に入校したいので、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 志望学科
園芸学科（ 野菜 ・ 花き ・ 果樹 ） ・ 畜産学科
- 2 選択受験科目（推薦の場合は、受験が免除されますので、選択する必要はありません。）
数学Ⅰ ・ 農業
- 3 提出書類
(1) 最終学校の発行する調査書
(2) 健康診断書（高等学校を卒業見込みの者は、提出する必要はありません。）
出身高等学校名（ ）
高等学校卒業見込み又は検定合格年月日（ 年 月 日）
(3) 写真
- 4 入校手数料

円

高知県収入証紙貼り付け欄

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 「志望学科」欄及び「選択受験科目」欄は、該当するものを○で囲み、園芸学科を志望する場合は、いずれか希望するコースを○で囲んでください。

第2号様式 (第11条関係)

誓約書

私は、高知県立農業大学校に入校を許可されましたので、諸規則を守り、学生としての本分に従い、学業に精励することを誓います。

年 月 日

高知県立農業大学校長 様

住所
氏名 ㊟

上記の者に関する一切の事項は、私たちが引き受け、処理することを保証します。

保護者 住所
氏名 ㊟
電話番号
本人との続柄

保証人 住所
氏名 ㊟
電話番号
本人との続柄

高知県収入証紙貼り付け欄

第3号様式 (第17条関係)

年 月 日

高知県立農業大学校長 様

郵便番号
住所
氏名 ㊟
年 月 日生
電話番号

聴講申請書

私は、高知県立農業大学校の下記の科目の履修を志望しますので、高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例施行規則第17条第1項の規定により申請します。

記

聴講科目名

高知県収入証紙貼り付け欄

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県立農業大学の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第36号

森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項、第4条第2項、第5条第1項及び第7条第2項中「規定による」を削る。

第9条及び第10条中「第9条」を「第9条第1項」に改める。

第12条中「条例別表第2の規則で定める使用料の額及び条例別表第3の規則で定める手数料の」を「消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例別表第2及び別表第3の規則で定める」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第8条第2項の規則で定める額は、消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えた実費に相当する額とする。

第13条中「（以下「手数料」という。）」を削り、「提出する際に」を「提出する際にこれを」に改める。

第15条第2項及び第3項中「条例第15条第3項において準用する」を削り、同条第4項中「条例第15条第3項において準用する条例第13条第1項の規定に基づく」を削る。

第16条第1項中「（条例第15条第3項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第2項中「条例第15条第3項において準用する条例第14条第1項ただし書の規定に基づく」を削る。

第18条中「利用者は、」を「利用者は、機械器具若しくは許可施設の」に改める。

第19条第4号中「若しくは損壊し」を「損壊し」に改める。

第22条第2項第1号中「に規定する」を「に掲げる」に改め

る。
別表を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

区分	種別	計算単位	計算単位当たりの使用料	
計測機器	プロトプラスト化条件判定化装置	1台	1時間につき640円	
	携帯用光合成蒸散測定装置	1台	1時間につき970円	
	クロロフィル蛍光測定装置	1台	1時間につき710円	
	緑葉面積計	1台	1時間につき610円	
	その他土壌試験設備	1台	1時間につき570円	
	その他理化学機器	1台	1時間につき570円	
	打撃式木材強度試験器	1台	1時間につき640円	
	温湿度自動観測システム	1台	1時間につき740円	
	倒立システム顕微鏡	1台	1時間につき770円	
	エンドレスワイヤーロープ疲労試験機	1台	1時間につき1,750円	
	架線系林業機械張力変動解析試験システム	1台	1時間につき990円	
	材質検知評価システム	1台	1時間につき1,480円	
	破断面精密測定装置（疲労試験機）	1台	1時間につき2,980円	
	破断面精密測定装置（光干渉顕微鏡）	1台	1時間につき2,900円	
	実大強度試験機	1台	1時間につき1,310円	
	その他木質試験機器	1台	1時間につき570円	
	分析機器	自動ケルダール窒素蛋白分析装置	1台	1時間につき710円
		イオンクロマトグラフ	1台	1時間につき4,010円
		全自動元素分析装置	1台	1時間につき3,050円
ICP発光分光分析装置		1台	1時間につき4,950円	
キャピラリガスクロマトグラフ		1台	1時間につき1,700円	

	分光光度計	1台	1時間につき640円
	高速液体クロマトグラフ	1台	1時間につき1,200円
加工機器	高速冷却遠心機	1台	1時間につき740円
	超純水製造装置	1台	1時間につき640円
	マイクロマン્યピューレーター装置	1台	1時間につき820円
	オートクレーブ	1台	1時間につき680円
	恒温振とう培養機	1台	1時間につき650円
	照明付き植物インキュベーター	1台	1時間につき870円
	その他培養機器	1台	1時間につき570円
	自動プール底面灌水システム	1台	1時間につき810円
	凍結乾燥機	1台	1時間につき640円
	クリーンベンチ	1台	1時間につき610円
	グロースキャビネット	1台	1時間につき690円
	高圧殺菌釜	1台	1時間につき1,700円
	その他菌床試験機器	1台	1時間につき570円
	多機能型材料処理装置	1台	1時間につき2,580円
	恒温恒湿槽	1台	1時間につき670円
	チップパー	1台	1時間につき2,340円
	コンポーザー	1台	1日につき420円
	手押しかんな機	1台	1時間につき710円
	自動かんな機	1台	1時間につき720円
マイクロ波加熱装置	1台	1時間につき420円	

ワイドベルトサンダー	1台	1時間につき920円
電熱式ホットプレス	1台	1日につき450円
木材乾燥装置	1台	1時間につき1,150円
恒温恒湿槽（プログラムコントロール付き）	1台	1日につき1,880円
チップングマシン	1台	1時間につき660円
木質リファイナー	1台	1時間につき2,400円
ボックス型炭化炉	1台	1時間につき2,400円
その他加工機器	1台	1時間につき570円

別表第2（第12条関係）

区分	種別		計算単位	計算単位当たりの手数料
定性分析	定性分析（特殊機器によるものを除く。）	一般的なもの	1試料	1成分につき2,090円
		特殊なもの	1試料	1成分につき3,340円
	特殊機器による定性分析		1試料	1成分につき7,290円
定量分析	定量分析（特殊機器によるものを除く。）	一般的なもの	1試料	1成分につき3,340円
		特殊なもの	1試料	1成分につき6,660円
	特殊機器による定量分析	一般的なもの	1試料	1成分につき8,280円
		特殊なもの	1試料	1成分につき15,730円
木竹及び関連材料試験	含水率測定試験	水分検知器による試験	1試料	1,250円
		乾燥器による試験	1試料	2,510円
	乾燥試験	爆砕高周波減圧乾燥	1試料	18,280円
		蒸気式熱風乾燥	1試料	14,360円
	耐朽性試験		1試料	9,590円
	音響性能試験	床衝撃音試験	1試料	6,210円
		音響透過損失試験	1試料	6,210円
		垂直入射吸音率試験	1試料	3,790円
		現場試験	1試料	9,630円
	製品性能試験	物性試験	1試料	1項目につき5,860円
		構造試験	1試料	1項目につき16,260円
	炭化試験		1試料	1項目につき14,330円
	その他木竹及び関連材料試験		1試料	1項目につき2,510円
成績報告書	成績報告書の複本		1通	430円

の複本、証明書及び文献複写	証明書	1 通	840円
	文献複写	1 通	430円

別記第10号様式中「第9条」を「第9条第1項」に改める。
別記第14号様式から別記第17号様式までの規定中「（第15条第3項において準用する同条例）」を削る。

別記第18号様式中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第37号

高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第3条中「規定により」を削る。

第5条中「第6条」を「第6条第1項」に改め、「（以下「使用料」という。）」を削り、「受ける際に」を「受ける際にこれを」に改める。

第6条を次のように改める。

（冷暖房設備を使用するとき等の加算額）

第6条 条例第6条第2項の規則で定める額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えた実費に相当する額とする。

第7条の見出し中「減免」を「減免の申請等」に改める。

第8条中「規定により」を削り、「又は許可」を「又は当該許可」に改める。

第9条の見出し中「還付」を「還付の請求等」に改め、同条第1項中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第1号中「都合により」を「都合により機械器具の」に改め、同項第3号中「前2項」を「前2号」に改める。

第11条中「利用者は、」を「利用者は、機械器具の」に改める。

第12条第2号中「又は損壊しない」を「損壊し、又は汚損し、

若しくは損壊するおそれのある行為をしない」に改める。
 第14条の見出しを「（委任）」に改める。
 別記第1号様式中「高知県収入証紙はり付け箇所」を「高知県収入証紙貼り付け欄」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による高知県土地利用基本計画を平成26年3月19日に変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定に基づきその要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係図書は、高知県土木部用地対策課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成26年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県土地利用基本計画図に係る変更の要旨

森林地域 高知市、中土佐町及び黒潮町において変更した。

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第1号

平成19年4月高知県公営企業局告示第7号（病院事業料金のうち地方公営企業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月31日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

表を次のように改める。

1 消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等に該当する場合（以下「助産に係る場合」という。）であるため、次の表に定める額とするもの

種類	金額
新生児保育管理料	1人1日につき7,510円
定期検診時の妊婦指導料	1人1日につき4,900円

先天性代謝異常検査手数料	1件につき4,100円
胎盤処置料	1件につき1,100円

2 次の表に定める額と当該定める額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額とするもの

種類		金額
人工妊娠中絶世話料	3月まで	1件につき31,800円
	6月まで	1件につき54,200円
避妊リング挿入料		1件につき17,600円
避妊リング抜去料		1件につき8,800円
乳房マッサージ料		1件につき1,550円
診察券再発行料		1件につき200円
セカンドオピニオン相談料		1件につき60分まで10,000円（1件につき60分を超えるものにあつては、10,000円に60分を超えて30分までごとに5,000円を加算した額）
生命保険等に係る医師面談料		1件につき2,500円
外来患者透析食事料		1食につき600円

3 1及び2に定めるもの以外のもの

種類	金額
死体処置料	1体につき実費相当額
予防接種料	1件につき実費相当額

レントゲンフィルム複写手数料	1件につき実費相当額
非紹介患者初診料	1人1日につき400円と当該額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額（助産に係る場合は、1人1日につき400円）
入院患者病衣使用料	1件につき実費相当額
おむつ代	1件につき実費相当額
薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医薬品（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第3号又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第2項第3号に規定する評価療養（以下「評価療養」という。）に該当するものに限る。）の投与に係る薬剤料	1件につき実費相当額
使用薬剤の薬価（以下「薬価基準」という。）に記載されている医薬品の投与であつて、薬事法第14条第1項又は第19条の2第1項の規定による承認に係る用	薬価基準に定められた価額

<p>法、用量、効能又は効果と異なる用法、用量、効能又は効果に係るもの（評価療養に該当するものに限る。）に係る薬剤料</p>	
<p>入院期間が180日を超える入院（健康保険法第63条第2項第4号又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）に該当するものに限る。）に係る入院料</p>	<p>1人1日につき入院料の基本点数（以下「基本点数」という。）の100分の15に相当する額と当該相当する額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額（助産に係る場合は、1人1日につき入院料の基本点数の100分の15に相当する額）</p>
<p>診療報酬の算定方法（平成20年3月厚生労働省告示第59号）に規定する回数を超えて受けた診療（選定療養に該当するものに限る。）</p>	<p>診療の点数に相当する額と当該相当する額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を合計した額（その額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額）とを合算して得た額（助産に係る場合は、診療の点数に相当する額）</p>

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第3号に規定す

る従前居住者用住宅を除く。）及び共同施設（同条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。）（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月31日

高知県住宅供給公社理事長 奴田原 稔

- 1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

団地名	位置
鏡水	高知市上町四丁目
大津	高知市大津
若草町	高知市若草町
若草南	高知市若草南町
介良	高知市介良
船岡	高知市神田
小高坂三の丸	高知市平和町
宇治	吾川郡いの町
長浜馬場の西	高知市長浜
柳ノ内	室戸市室津
行当	室戸市元
土佐山田	香美市土佐山田町
鏡川	高知市鴨部一丁目
潮江	高知市小石木町
船岡南	高知市神田

桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町
沖田	高知市朝倉
別所山	香南市赤岡町
日高	高岡郡日高村
元	室戸市元
十津南	高知市十津五丁目
春野	高知市春野町内ノ谷
天神南	安芸郡奈半利町
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木
窪川	高岡郡四万十町
奈半利	安芸郡奈半利町
佐喜浜	室戸市佐喜浜町
蒲原	南国市岡豊町蒲原
赤岡	香南市赤岡町
安芸東	安芸市川北
野根	安芸郡東洋町
横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町
南国	南国市小籠二丁目
中村	四万十市中村丸の内
桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池

清水	土佐清水市幸町
赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ヶ丘一丁目
佐川	高岡郡佐川町
日高東	高岡郡日高村
宿毛	宿毛市平田町
宝永	安芸市宝永町
中村北	四万十市安並
鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
佐賀	幡多郡黒潮町
本山	長岡郡本山町
横浜第二	高知市横浜新町一丁目
田野西	安芸郡田野町
土佐南	土佐市蓮池
吉川西	香南市吉川町吉原
羽根	室戸市羽根町
野根第二	安芸郡東洋町
大方	幡多郡黒潮町
菜生	室戸市室戸岬町
竹島	高知市南竹島町
朝倉	高知市朝倉本町一丁目

羽根第二	室戸市羽根町
------	--------

- 3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容
 (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務
 (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務
- 4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間
 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

~~~~~

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき日高村に代わって村営住宅等（日高村営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年日高村条例第22号）第2条第1号に規定する村営住宅及び同条第3号に規定する共同施設をいう。以下同じ。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

- 平成26年3月31日  
 高知県住宅供給公社理事長 奴田原 稔
- 1 日高村に代わって村営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
 高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が日高村に代わって管理を行う村営住宅等の名称

| 団地名        | 位置               |
|------------|------------------|
| 村営住宅西ノ越住宅  | 高岡郡日高村本郷3,352番地2 |
| 村営住宅国岡団地A棟 | 高岡郡日高村下分3,092番地2 |
| 村営住宅国岡団地B棟 | 高岡郡日高村下分3,092番地2 |
| 村営住宅馬越団地   | 高岡郡日高村沖名1,085番地  |
| 村営住宅夢団地    | 高岡郡日高村本村24番地1    |

- 3 高知県住宅供給公社が日高村に代わって行う村営住宅等の管理の内容  
 (1) 公営住宅法第47条第3項各号（第4号、第6号及び第7号を除く。）に掲げる業務  
 (2) 村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務

- 4 高知県住宅供給公社が日高村に代わって村営住宅等の管理を行う期間  
 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで